

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03114

研究課題名(和文) 行政救済の実効性に関するネットワーク型実証研究

研究課題名(英文) A Network-Style Empirical Study on Effectiveness of Administrative Remedy Law in Regulating Administrative Action

研究代表者

深澤 龍一郎 (FUKASAWA, Ryuichiro)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50362546

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、わが国の行政救済法、特に行政事件訴訟法および国家賠償法が実際に有する行政統制機能を実証的に分析するため、地方公共団体の職員を対象としたインタビューや、個別の判決に対する行政体(国・地方公共団体)の対応を追跡する事例研究(ケース・スタディー)を実施した。その結果、わが国の行政救済法が行政活動に対して及ぼすインパクトの有無・程度は、行政体の機構、判決の内容等により様ではないことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：In this study we interviewed several local officials and conducted case study on the reactions of some administrative bodies (central government and some local councils) to the judicial judgments in order to empirically analyse the capacity of Japanese administrative remedy law-in particular the Administrative Case Litigation Act and the State Redress Act-to regulate administrative action. As a result, it was made clear that the impact of Japanese administrative remedy law on administrative action varies according to the apparatus of each administrative body, the content of each judicial judgement and so on.

研究分野：行政法学

キーワード：行政救済法 行政事件訴訟 国家賠償 行政統制 法と規制 インパクト研究

1. 研究開始当初の背景

行政救済制度、とりわけ行政争訟制度のあり方は、国ごとに区々であり、たとえば、行政法律の規律密度が相対的に(=比較法的にみて)高いことを前提として、行政機関が行った決定について、行政事件に特化した「行政裁判所」が法律問題・事実問題の双方を審査する「ドイツ」型の制度、行政法律の規律密度が相対的に低いことを前提として、行政機関が行った決定について、まずは「行政審判所(administrative tribunal)」が覆審的に審査した後に、行政審判所の裁決について、「司法裁判所(通常裁判所)」が原則として法律問題だけを審査する「イギリス」型の制度(さらに、個別の行政領域を超える広範な管轄権を有する行政審判所が設置されている「オーストラリア」型の制度)、行政法律の規律密度が相対的に低いことを前提として、合議制行政機関である行政委員会が準司法的な手続に従って行った決定について、「司法裁判所(通常裁判所)」が原則的に法律問題のみを審査する「アメリカ」型の制度などがある。

これまで、研究代表者は、わが国の行政争訟制度が、立法との関係では行政法律の規律密度が相対的に低く、司法との関係では裁判権が司法裁判所に一元化されているという点で英米に類似している状況のもとで、行政機関が行った決定について、通常は、行政から独立した第三者機関が審査することなく、裁判所が法律問題・事実問題の双方を審査している点でドイツに類似しているという「イギリス」と「ドイツ」の混合型と理解できるのではないかという問題意識に基づいて、わが国の行政救済法理論に欠けている部分を補うべく、イギリス=オーストラリアの行政争訟制度の研究を積極的に進めてきた。

特に平成21年度から平成23年度までは、科学研究費補助金・若手研究(B)「行政の法的アカウントビリティに関する制度のイギリス=オーストラリア・モデルの探究」の過程において、近年、行政活動の民営化(privatisation)や外部委託(contracting-out)を契機として、イギリス=オーストラリアの行政法学の関心が、伝統的な「行政活動の司法審査」から行政活動を委託された私人の行動の「規制(regulation)」へと拡大しており、また、それと同時に、司法審査それ自体についても伝統的な「行政救済」の観点だけではなく「行政統制」の観点から実証的に分析されるようになりつつあるということが明らかになった。このような研究手法は、行政救済制度が有する実際の機能を「行政救済」および「行政統制」という2つの観点から検証することによって得られた知見に基づいて、現在の行政法理論に反省を迫るとともに、「行政救済」および「行政統制」という2つの観点から最

も実効的な行政救済制度を構想することを目的としたものであり、まさしく、行政事件に特化した「行政裁判所」ではなく、議会、司法裁判所、行政審判所、オンブズマンなどの多様な機関によって行政救済制度が構成されるイギリス=オーストラリア法ならではのものであると評価することができるであろう。

そこで、平成24年度から平成26年度までは、科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「行政争訟制度が有する行政統制機能に関する実証的研究」において、こうしたイギリス=オーストラリアの行政法学の実証研究の全容を明らかにするため、イギリス=オーストラリア(さらには、カナダ、アメリカ)においてこれまでに刊行されてきた多くの関連文献を収集し、個別の研究において採用されている手法とそこで提示されている結論(仮説)を整理・分析するという作業を行った。

2. 研究の目的

本研究の最終的な目標は、わが国の行政救済法が行政活動に対して及ぼすインパクトの全容を明らかにし、行政法の解釈、行政実務のあり方、行政救済法の制度設計のための基盤を提供することであるが、本研究においては、さしあたり、行政救済法のうちの行政事件訴訟法および国家賠償法に限定して、全国各地の自治体職員の研究組織のネットワークを活用して、インタビュー調査等を実施することによって、行政事件訴訟法および国家賠償法が行政活動に対して及ぼすインパクトの有無・程度およびその要因に関する一定の結論(仮説)を提示しようとするものである。

3. 研究の方法

行政救済法が現実に有している行政統制機能を実証的に分析するための方法には、以下のような多様なものがある(Peter Cane & Leighton McDonald, Principles of Administrative Law: Legal Regulation of Governance (Oxford University Press, 2nd edn, 2012), 312-316)。

「関係者の断片的な観察」:このような観察によって与えられる証拠は、概ね伝聞や印象に基づくものであり、この種の内部者の話は、多くは魅力的であるが、おそらくはインパクトだけではなく筆者の態度と価値観を伝えるものであるとされる。

「量的手法を用いた研究」:これには、行政法が法的ルールおよび原理の不遵守に取り組むのにどれほど実効的であるか(あるいは、実効的ではないか)に関するものもあれば、法が遵守を確保する点でどれほど実効的であるか(あるいは、実効的ではないか)に関するものもあるが、量的な研究は、概して遵守よりも不遵守を研究する際に用いら

れ、また有用であるとされる。

「質的な調査技法を用いるインパクト研究」: この研究の主たる目的は、一般的には、意思決定者が行政法に従うかどうか、どの程度従うか、なぜ従うかを発見することであり、技法には、行政機関のファイルなどの文書の閲覧、意思決定者との面談、調査者自身による計画的な観察が含まれるとされる。

「事例研究」: 個別の裁判所の判決(ないし一連の関連判決)に焦点を合わせて、官僚の行動へのインパクトを見出すことを伴うものであるとされる。

また、それぞれの研究においては、()インパクトの「主体(agent)」(裁判所、審判所、オンブズマン、内部審査・苦情処理機構、会計検査官、議会などの区別)、()インパクトの「対象(target)」(立法者、国務大臣、政策立案者・運用者、「第一線の」意思決定者、審判所などの区別)、()インパクトの「媒体(media)」(審査主体のインパクトと様々な主体が強行する基準との区別)、()インパクトの「筋道(path)」(「直接的」インパクトと呼べるものと間接的インパクトとの区別)、()インパクトの「文脈(context)」(インパクトの変化と、意思決定者が受ける様々な影響や圧力の相互作用)、()インパクトの「性質(nature)」(インパクトに対する意思決定者の反応の様々な形式)を区別して、分析する必要があるとされる。

4. 研究成果

これらの研究の方法のうちの「質的な調査技法を用いるインパクト研究」として、まず、研究分担者の呼びかけにより、第21回自治体法務合同研究会(2015年7月18-19日、於三重県津市)に引き続き、全国各地の地方公共団体から法務担当者を中心に合計9名の職員の参加を得て研究会を開催した。同研究会では、研究代表者・研究分担者より本研究の趣旨と諸外国における先行研究の概要を説明したうえで、行政事件・国賠事件の判決が地方公共団体の行政活動に与えるインパクトの有無ないし程度およびその要因について、地方公共団体の職員の現段階での率直な感想を聴取するとともに、今後実施することが考えられる調査方法や、地方公共団体を対象として実態調査を進める際に留意すべき点について意見聴取を行った。研究会参加者からは、行政事件・国賠事件の判決が地方公共団体の行政活動に与えるインパクトについて消極的な意見があったほか、インパクトの有無ないし程度に影響を及ぼすと考えられる要因として、判決の内容およびその明確さ、地方公共団体内部での訴訟管理(集中管理・分散管理)や法務部門のあり方などの意見が出された。また、わが国において実施可能なインパクト研究として、たとえば、一時期、飲酒運転を理由とする地方公務員の

懲戒免職処分取消判決が続いたことを受け、地方公共団体ごとに職員の懲戒処分の指針がどのように策定・改訂されているか、また、地方公共団体ごとに対応が分かれているとすれば、その要因は何かを解明するといった提案があった。

この研究会の直後に研究代表者が渡英し、イギリスにおけるインパクト研究の第一人者であるエセックス大学のモーリス・サンキン(Maurice Sunkin)教授とバーダ・ボンディ(Varda Bondy)氏に研究会の概要を説明したうえで、研究の方針について意見交換を行ったところ、サンキン教授とボンディ氏からは、飲酒運転を理由とする地方公務員の懲戒免職処分の取消事例は、インパクト研究の素材として適切であると思料されること、さらには、一連の取消判決の前後における飲酒運転を理由とする地方公務員の懲戒件数(とりわけ懲戒免職の件数)の変化に注目してインパクト研究を行うことも考えられるなどの教示を得ることができた。

その後、飲酒運転を理由とする地方公務員の懲戒免職処分の取消事例を素材としたインパクト研究(ちなみに、これは上記の研究の方法のうちの「事例研究」に該当する)を実施するため、必要な資料(主として各地方公共団体の行政内規や統計資料など)の収集作業を行った。現在までのところ、当該研究に関してまだ確定的な結論は得られていないが、被告として自らに所属する行政庁が行った懲戒免職処分を取り消された地方公共団体のその後の対応は一律ではなく(たとえば、三重県は、判決確定後に「懲戒処分基準」を改正したのに対し、福岡市は判決確定後も「懲戒処分指針」を維持している)、また、判決が被告以外のその他の地方自治体に与えるインパクトもやはり一様ではないようである(たとえば、下関市職員に対する懲戒免職処分を取り消した判決が山口県内の地方公共団体に与えたインパクト)。こうした地方公共団体ごとの対応の違いの要因としては、さしあたり「判決の内容」の違いが考えられるが、今後は、地方公共団体ごとの対応の違いの要因をさらに探求することにより、インパクト研究を一層深化させていく予定である。

また、飲酒運転を理由とする地方公務員の懲戒免職処分の取消事例と対比する(地方-国、裁量処分-羈束処分)形で、国税事件の認容事例を素材としたインパクト研究を行うための、必要な資料の収集も行った。これらの事例では、認容判決を受けて国税庁長官の通達が迅速に改正される例が多く(ただし判決の射程を限定する方向で通達を改正する事例も散見される)、判決のインパクトは比較的大きいと評価してよいと思われる。今後は、国と地方公共団体の税務行政を比較す

る形で、インパクト研究をさらに進展させることが考えられる。

なお、上記の研究会において行政事件・国賠事件の判決が地方公共団体の行政活動に与えるインパクトに関して職員自身から聴取した意見につき、イギリスをはじめとする諸外国における先行研究と比較対照したところ、裁判所の判決に対する各国の行政職員の姿勢には一定の共通性を見出すことができた。今後も比較法的な観点からインパクト研究を継続する意義は大きいものと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計11件)

深澤 龍一郎「大阪府条例に基づく工業用水道の使用の廃止負担金と地方自治法上の分担金」、法学教室、査読無、449号、2018年、122-122頁

下山 憲治・中原 茂樹・深澤 龍一郎「《学界展望》行政法」、公法研究、査読無、79号、2017年、275-304頁

深澤 龍一郎「じん肺管理区分決定の取消しの訴えの利益と訴訟承継の成否」、法学教室、査読無、443号、2017年、138-138頁

深澤 龍一郎「難民不認定処分の取消訴訟における立証責任」、法学教室、査読無、438号、2017年、138-138頁

深澤 龍一郎「オーストラリアのAATによる政策審査 行政不服審査における第三者機関の機能に関する一考察」、行政法研究、査読無、17号、2017年、21-54頁

深澤 龍一郎「市が土地開発公社との間で締結した土地の売買契約の適法性」、法学教室、査読無、434号、2016年、162-162頁

野口 貴公美・深澤 龍一郎・横田 公平「《学界展望》行政法」、公法研究、査読無、78号、2016年、301-331頁

深澤 龍一郎「無効の規則に基づく町の貸付けに係る支出負担行為および支出命令の違法性審査」、法学教室、査読無、431号、2016年、138-138頁

深澤 龍一郎「市街化調整区域内における開発行為に関する工事が完了し検査済証が交付された後における開発許可の取消しを求める訴えの利益」、法学教室、査読無、430号、2016年、131-131頁

深澤 龍一郎「司法審査の理論動向」、比較法研究、査読無、77号、2015年、159-165頁

深澤 龍一郎「行政事件訴訟における判断過程の統制 その基礎的考察」、公法研究、査読無、77号、2015年、172-183頁

〔学会発表〕(計1件)

深澤 龍一郎「司法審査の理論動向」、比較法学会第78回総会、2015年6月6日、中央大学後楽園キャンパス(東京都文京区)

〔図書〕(計11件)

深澤 龍一郎・大田 直史・小谷 真理編『公共政策を学ぶための行政法入門』のうちの深澤 龍一郎「第1講」「補論1」「第6講」「第8講」「第9講」「第15講」、法律文化社、2018年、全250頁(3-15、59-67、83-95、110-135、228-244頁)

芝池 義一ほか編『判例行政法入門[第6版]』のうちの深澤 龍一郎「第14章」「第18章」「第23章」、有斐閣、2017年、全265頁(126-129、169-183、237-241頁)

宇賀 克也ほか編『行政判例百選 [第7版]』のうちの深澤 龍一郎「国営空港の供用差止め」、有斐閣、2017年、全276頁(310-313頁)

榊原 秀訓編『イギリス行政訴訟の価値と実態』のうちのモーリス・サンキン/深澤 龍一郎(訳)「イングランド・ウェールズの司法審査の価値と現実」、日本評論社、2016年、全230頁(3-28頁)

北村 和生・深澤 龍一郎・飯島 淳子・磯部 哲『事例から行政法を考える』、有斐閣、2016年、全436頁

中里 実ほか編『租税判例百選[第6版]』のうちの深澤 龍一郎「青色申告に対する更正の理由附記」、有斐閣、2016年、全240頁(208-209頁)

渡辺 康行ほか編『平成27年度重要判例解説』のうちの深澤 龍一郎「住民税賦課決定の期間制限の特例を定める地方税法17条の6第3項3号にいう判決の意義」、有斐閣、2016年、全312頁(39-40頁)

晴山 一穂・西谷 敏編『新基本法コンメンタール 地方公務員法』のうちの深澤 龍一郎「第29条」、日本評論社、2016年、全302頁(142-147頁)

木佐 茂男『司法改革と行政裁判』、日本評論社、2016年、全576頁

曾和 俊文・野呂 充・北村 和生・前田 雅子・深澤 龍一郎編『芝池義一先生古稀記念 行政法理論の探究』のうちの深澤 龍一郎「行政判断の構造」、有斐閣、2016年、全612頁(287-309頁)

現代行政法講座編集委員会編『現代行政法講座 行政手続と行政救済』のうちの深澤 龍一郎「行政訴訟における裁量権の審理」、日本評論社、2015年、全388頁(149-172頁)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

深澤 龍一郎 (FUKASAWA, Ryuichiro)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50362546

(2) 研究分担者

木佐 茂男 (KISA, Shigeo)
九州大学・大学院法学研究院・特任研究員
研究者番号：30122039

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()